

15分で学ぶ！ 障がい者支援の基礎 ～障がい者虐待防止について～

第一回 「障がい者虐待とは」

オリジナル：2016年9月
更新版：2023年7月

後を絶たない施設内虐待

■ 虐待事件に共通するプロセス

- 最初は小さな虐待行為から始まり、徐々にエスカレート
- 結果、利用者の死亡や骨折などの取り返しのつかない被害
- 長期に複数の職員が関与 あるいは見てみぬふり
- 関係機関に通報しないまま ずるずる累積する加害行為
- 組織的に「虐待」を隠蔽する雰囲気
- 「取り返しのつかない被害」になるまで施設内部では止められなくなる

■ 「虐待」とは何か

- a b u s e = 乱用、不適切な使用

ab(かけ離れた) + use (使う・使用する)

普通からかけはなれた使い(扱い)方

【名】誤用, 乱用, 虐待, 【動】誤用する, 乱用する, 虐待する

保護・監督すべき権限や責務のある立場の人
が行う権限の乱用（不適切な使用）



家庭（親）、施設（職員）、職場（経営者・管理者）

■ 障害者福祉施設従事者等の障害者虐待(定義)

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、正当な理由なく障害者の身体を拘束する

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせる

心理的 (精神的)虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行う

放棄・放置 (ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る

経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得る

■ 利用者が言わなくても虐待

利用者が被害を認識できない・訴えられない

- 認知できない
- 必死に訴えているが周囲がくみ取れない
- 「障害特性」「問題行動」へのすり替えによって利用者に責任転嫁、さらに権利侵害を繰り返す構造
- あきらめの中にいる利用者
(学習性無力感 : 学びとった無力感)
※ 支援者に虐待の自覚がなくても「虐待」

① 身体的虐待

- 殴る、蹴る、平手打ち、つねる
- でこピン しっぺ げんこつで頭部をこづく
- 胸ぐらをつかむ
- 物を投げつける
- 耳を引っ張る 鼻をはじく 頭をぐりぐりする
- 背中を強く押す 強く引きずりまわす、関節を逆に極める
襟首をつかんで誘導する
- 食事を与えない お預けにする 無理に食べさせる
- 部屋にとじこめる 鍵をかけなくても
- 正座させる 土下座させる
- 縛り付ける
- 意図的な薬の過剰投与による身体拘束

②性的虐待

- キス 性器への接触 性的行為への強要
- セクシャルハラスメントの概念と同一
- 性的雑誌、ビデオを見せることの強要
- 裸の写真・ビデオ撮影をする 着替えの覗き
- 性的からかい 性的いたずら 性的いやがらせ
- 身体接触 異性介護は要注意
- 男性への性的虐待もあります
- 情報格差があるままで同意能力が未熟・困難な相手との性交・性的行為など
- 加害者の動機が問われる。加害者は徐々に性的な関係にもっていこうとする

③心理的虐待

- 「そんなことするなら外出させない」などの言葉による脅迫
- 「何度いったらわかるの」等の心を傷つける言葉を繰り返す
- 話すこと、聞くことによる虐待
- からかい（言葉の失禁）、あざけり、ののしり、侮辱、いやみ脅迫、理不尽な叱責、
- 感情的に傷つける言葉など。
- 無視（距離を置く、考えさせる、
逃げ道を断つという“こちらの兵糧攻め”も）
- 聞き流し、約束のない先延ばし
- 他の障害者との間で差別的な扱いをする
- 成人の障害者を子供扱いして自尊心を傷つける
- 利用者の介助中に長時間支援者間で私語を交わすなど。

④放棄・放置（ネグレクト）

- 自己決定と言って放置する
- 関心を向けない 放っておく
- 気がつかない 気がつかないふりをする
- 放任する、やるべきことをやらない。
- 失禁しても取り替えない 不潔のままにする 栄養不良のままにする
- 行うべきことを考えない
- 怠惰 サボタージュ 自己決定という理由で何も支援しない
- 具体的な支援・看病・介護を怠る。
- 必要な保健・医療・福祉サービスを利用しない。

積極的ネグレクトと消極的ネグレクト

- 関わらないことや心を使っていないこともネグレクト

⑤ 経済的虐待

- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する
 - 本人の財産を無断で処分する
 - 日常生活に必要なお金を本人に渡さない
 - 驕らせる ・借りる
 - 無駄に消費させる
 - 買ったものを借りる
 - 代金を支払わせる
 - 自分の分も買わせる
 - 横領 ・詐欺 ・盗む ・使い込む ・使途不明
 - 無断で使用して、経費を払わせる
- *情報格差がある中で、判断能力が未熟・困難な相手に対して、
金銭的な不利益を与える。

【資料】増え続ける施設内障害者虐待件数

- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 57%と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 15%、放棄、放置が 5%、経済的虐待が 5%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 73%と最も多く、次いで身体障害が 16%、精神障害が 15%の 順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が 37%と最も多く、次いで世話人が 10%、管理者が 9%、その他従事者 が 9%、サービス管理責任者が 7%の順。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事 者等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	7,337 件 (6,556 件)	3,208 件 (2,865 件)	1,230 事業所 (1,277 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,994 件 (1,768 件)	699 件 (632 件)	392 件 (401 件)
被虐待者数	2,004 人 (1,775 人)	956 人 (890 人)	502 人 (498 人)

(注 1) 上記は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)のもの。
(注 2) 都道府県労働局の対応については、令和 4 年 9 月 7 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。厚労省令和 3 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等 (調査結果)